

改正案	現行
<p>第一条 この命令において「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「組織再編成」、「總會」、「経営基盤強化計画」、「信用農水産業協同組合連合会」、「特定農水産業協同組合等」、「存続農業協同組合連合会」、「存続漁業協同組合連合会」又は「存続水産加工業協同組合連合会」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。） 第二条第一項第十号から第十二号まで、第二項第一号若しくは第六項、第三条、第十五条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項に規定する農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、組織再編成、總會、経営基盤強化計画、信用農水産業協同組合連合会、特定農水産業協同組合等、存続農業協同組合連合会、存続漁業協同組合連合会又は存続水産加工業協同組合連合会をいう。</p>	<p>第一条 この命令において「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「組織再編成」、「優先出資」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「總會」、「経営基盤強化計画」、「優先株式等の引受け等」、「信用農水産業協同組合連合会」、「特定農水産業協同組合等」、「存続農業協同組合連合会」、「存続漁業協同組合連合会」又は「存続水産加工業協同組合連合会」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。） 第二条第一項第十号から第十二号まで、第二項第一号、第四項から第六項まで、第三条、第六条第一項、第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十六条第一項に規定する農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、組織再編成、優先出資、劣後特約付金銭消費貸借、總會、経営基盤強化計画、優先株式等の引受け等、信用農水産業協同組合連合会、特定農水産業協同組合等、存続農業協同組合連合会、存続漁業協同組合連合会又は存続水産加工業協同組合連合会をいう。</p>
<p>2 （略） （法第二条第二項第一号子の主務省令で定める場合） 第二条（略）</p>	<p>2 （略） （法第二条第二項第一号子の主務省令で定める場合） 第二条（略）</p>

(経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)

第三条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一〜四 (略)

(削る)

五 (略)

3 農林水産大臣等及び内閣総理大臣は、経営基盤強化計画の提出(第三十一条第一項に規定する予備審査に係るものを除く。第七条第五項において同じ。)(を受けた場合において、法第五条に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる農水産業協同組合に交付するものとする。

4 (略)

(経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)

第三条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一〜四 (略)

五 経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含むものである場合にあつては、当該優先株式等の引受け等に係る法第二条第三項に規定する組織再編成金融機関等に該当する農水産業協同組合の自己資本比率(第五条第一項各号に掲げる農水産業協同組合の種類に応じ、当該各号に定める区分の基準となる自己資本比率をいう。次条第二号において同じ。)(の見込みを記載した書類)

六 (略)

3 農林水産大臣等及び内閣総理大臣は、経営基盤強化計画の提出(第三十一条第一項に規定する予備審査に係るものを除く。第七条第五項において同じ。)(を受けた場合において、法第五条に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内(当該経営基盤強化計画を提出する農水産業協同組合が優先株式等の引受け等を求める場合にあつては、二月以内)に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる農水産業協同組合に交付するものとする。

4 (略)

(経営基盤強化計画の記載事項)

第四条 法第四条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

(削る)

(経営基盤強化計画の記載事項)

第四条 法第四条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

三 経営基盤強化計画の実施期間中の優先出資の発行の見込み(法第十四条第一項に規定する優先出資の発行の特例の適用を受けようとする場合に限る。)

(預金保険機構による優先株式等の引受け等を求める場合の経営基盤強化計画の記載事項)

(削る)

第六条 法第六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 優先株式等の引受け等を求める理由
- 二 優先株式等の引受け等を求める額の算定根拠

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第六条 法第三条又は法第六条第一項の認定を受けた経営基盤強化計画(以下「認定経営基盤強化計画」という。)(の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第六条第一項の変更の認定を要しないものとする。

第七条 法第三条又は法第七条第一項の認定を受けた経営基盤強化計画(以下「認定経営基盤強化計画」という。)(の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第七条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第六条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする農水産業協同組合は、様式第三による申請書一

2 法第七条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする農水産業協同組合は、様式第三による申請書一

通及びその写し一通を、農林水産大臣等及び内閣総理大臣に提出するものとする。

3 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその他法第六条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 (略)

5 農林水産大臣等及び内閣総理大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、法第六条第二項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる農水産業協同組合に交付するものとする。

6 (略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第七条 (略)

2 農林水産大臣等及び金融庁長官は、法第六条第一項の変更の認定があつたときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定を受けた農水産業協同組合の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。

通及びその写し一通を、農林水産大臣等及び内閣総理大臣に提出するものとする。

3 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しその他法第七条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 (略)

5 農林水産大臣等及び内閣総理大臣は、第二項の変更の申請に係る経営基盤強化計画の提出を受けた場合において、法第七条第三項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更の認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内(当該経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含む場合にあつては、二月以内)に、当該変更の認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書として申請者たる農水産業協同組合に交付するものとする。

6 (略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第八条 (略)

2 農林水産大臣等及び金融庁長官は、法第七条第一項の変更の認定があつたときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定を受けた農水産業協同組合の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を公表するものとする。

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第八条 法第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う農水産業協同組合は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該各事業年度終了後三月以内に、農林水産大臣等及び金融庁長官に対し、様式第七により報告を行わなければならない。

2 法第八条第二項において準用する法第七条の規定に基づき農林水産大臣等及び金融庁長官が認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第八により公表するものとする。

(削る)

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第九条 法第九条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を行う農水産業協同組合は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該各事業年度終了後三月以内に、農林水産大臣等及び金融庁長官に対し、様式第七により報告を行わなければならない。

2 法第九条第二項において準用する法第八条の規定に基づき農林水産大臣等及び金融庁長官が認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第八により公表するものとする。

(経営計画の提出等)

第十条 法第十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき経営計画を農林水産大臣等及び金融庁長官に提出する農水産業協同組合は、様式第九により提出するものとする。

2 法第十一条第二項第四号の主務省令で定める事項は、協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等又は貸付債権の額及び内容とする。

3 法第十一条第四項において準用する法第八条の規定に基づき、経営計画の提出を受けた農林水産大臣等及び金融庁長官は、様式第十により、当該経営計画の内容を公表するものとする。

4 法第十一条第四項において準用する法第九条第一項の規定に基づき経営計画の履行状況の報告を行う農水産業協同組合は、当該経営計画の期間の各事業年度における履行状況について、原則として当

該各事業年度終了後三月以内に、農林水産大臣等及び金融庁長官に対し、様式第十一により報告を行わなければならない。

5 | 法第十一条第四項において準用する法第九条第二項において準用する法第八条の規定に基づき農林水産大臣等及び金融庁長官が経営計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第十二により公表するものとする。

(予備審査等)

第十一条 農水産業協同組合は、法第三条又は法第七条第一項の規定による認定を受けようとするときは、当該認定の申請をする際に農林水産大臣等及び内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を農林水産大臣等及び内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 農水産業協同組合は、法第三条又は法第七条第一項の規定による認定の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(総会の承認等を経ないで合併を行う場合の認可申請書の添付書類)

第十二条 農林中央金庫が法第四十三条第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合の合併認可申請書に添付する書類は、

(予備審査等)

第九条 農水産業協同組合は、法第三条又は法第六条第一項の規定による認定を受けようとするときは、当該認定の申請をする際に農林水産大臣等及び内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を農林水産大臣等及び内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 農水産業協同組合は、法第三条又は法第六条第一項の規定による認定の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(総会の承認等を経ないで合併を行う場合の認可申請書の添付書類)

第十条 農林中央金庫が法第二十條第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合の合併認可申請書に添付する書類は、農林

中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号。以下「再編強化法施行規則」という。）第六条第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 法第二十条第三項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

三 法第二十条第五項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

四（略）

2 農業協同組合連合会が法第二十一条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合の認可申請書に添付する書類は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第十二号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 法第二十一条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三（略）

四 法第二十一条第五項の規定による反対の意思を通知した会員が

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号。以下「再編強化法施行規則」という。）第六条第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 法第四十三条第三項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

三 法第四十三条第五項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

四（略）

2 農業協同組合連合会が法第四十四条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合の認可申請書に添付する書類は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第十二号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一（略）

二 法第四十四条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三（略）

四 法第四十四条第五項の規定による反対の意思を通知した会員が

あるときは、その会員の数を証する書類

五 (略)

3 漁業協同組合連合会が法第二十二條第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合の認可申請書に添付する書類は、漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第二号)第五十條第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第十号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第二十二條第三項において準用する商法第四百十三條ノ三第
四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三 (略)

四 法第二十二條第五項の規定による反対の意思を通知した会員が
あるときは、その会員の数を証する書類

五 (略)

4 水産加工業協同組合連合会が法第二十三條第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合の認可申請書に添付する書類は、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第五十條第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第十号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第二十三條第三項において準用する商法第四百十三條ノ三第
四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三 (略)

あるときは、その会員の数を証する書類

五 (略)

3 漁業協同組合連合会が法第四十五條第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合の認可申請書に添付する書類は、漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第二号)第五十條第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第十号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第四十五條第三項において準用する商法第四百十三條ノ三第
四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三 (略)

四 法第四十五條第五項の規定による反対の意思を通知した会員が
あるときは、その会員の数を証する書類

五 (略)

4 水産加工業協同組合連合会が法第四十六條第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合の認可申請書に添付する書類は、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第五十條第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号から第十号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第四十六條第三項において準用する商法第四百十三條ノ三第
四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三 (略)

- 四 法第二十三条第五項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書類
- 五 (略)

(総会の承認等を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合の認可申請書の添付書類)

第十一条 農林中央金庫が法第二十七条第一項の規定により総会の承認を経ないで信用事業(再編強化法第二条第三項に規定する信用事業をいう。)(の全部又は一部の譲受けを行う場合の事業譲渡認可申請書に添付する書類は、再編強化法施行規則第六条第二項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号及び第五号から第十三号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 法第二十七条第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面
- 三 法第二十七条第四項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

2 農業協同組合連合会が法第二十八条第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業(農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下この項において同じ。)(の全部又は一部の譲受けを行う場合の認可申請書に添付する書類は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号から第十号までに掲げる書類

- 四 法第四十六条第五項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書類
- 五 (略)

(総会の承認等を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合の認可申請書の添付書類)

第十三条 農林中央金庫が法第五十条第一項の規定により総会の承認を経ないで信用事業(再編強化法第二条第三項に規定する信用事業をいう。)(の全部又は一部の譲受けを行う場合の事業譲渡認可申請書に添付する書類は、再編強化法施行規則第六条第二項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号及び第五号から第十三号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 法第五十条第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面
- 三 法第五十条第四項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

2 農業協同組合連合会が法第五十一条第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業(農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下この項において同じ。)(の全部又は一部の譲受けを行う場合の認可申請書に添付する書類は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号から第十号までに掲げる書類

のほか、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第二十八条第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三 (略)

四 法第二十八条第四項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書類

3 漁業協同組合連合会が法第二十九条第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業（水産業協同組合法第十一条の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合の認可申請書に添付する書類は、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号から第十号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第二十九条第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三 (略)

四 法第二十九条第四項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書類

4 水産加工業協同組合連合会が法第三十条第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合の認

のほか、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第五十一条第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三 (略)

四 法第五十一条第四項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書類

3 漁業協同組合連合会が法第五十二条第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業（水産業協同組合法第十一条の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合の認可申請書に添付する書類は、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号から第十号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法第五十二条第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類

三 (略)

四 法第五十二条第四項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書類

4 水産加工業協同組合連合会が法第五十三条第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合の

<p>可申請書に添付する書類は、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三十条第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類</p> <p>三 (略)</p> <p>四 法第三十条第四項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書類</p> <p>例</p> <p>(信用事業の全部の譲受けを行う場合の認可申請書の添付書類の特例)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>(經由官庁)</p> <p>第十三条 (略)</p>	<p>認可申請書に添付する書類は、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五十三条第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知をしたことを証する書類</p> <p>三 (略)</p> <p>四 法第五十三条第四項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書類</p> <p>例</p> <p>(信用事業の全部の譲受けを行う場合の認可申請書の添付書類の特例)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>(經由官庁)</p> <p>第十五条 (略)</p>
---	--